

[資料]

国連「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則」

訳 中野善達・中田英雄

はじめに

第48回国連総会は、1993年9月に開催された。その12月20日、満場一致で決議「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則(Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities)」が採択された。この基準原則は、医療、リハビリテーション、教育、雇用など22の分野、132項目にわたり、機会均等化実現のために取り組むべき事柄を具体的に明示している。実施状況については、加盟各国が国連に報告することになっている。

国連は第31回総会(1976年)で、1981年を「国際障害者年」とすることを決定した。テーマは「完全参加」であったが、これは第34回総会(1979年)で、「完全参加」と「平等」に拡大された。このテーマを実現するため、第37回総会(1982年)で、「障害者に関する世界行動計画」が採択され、「国連障害者の10年(1983-92年)」が決定された。障害者の10年の中間点である1987年、スウェーデンで専門家会議が開かれ、以後の行動に関する報告が出された。これを受け、まずイタリーが、次いでスウェーデンが、障害をもつ人びとの差別撤廃のための国際規約案を提出したが、いずれも大方の賛同を得ることができなかった。

そこで新しい取り組みが模索され、1990年、経済社会理事会が1993年の総会に提出するための案作りをすることになった。同理事会は、社会開発委員会が作業部会を設けて検討することを指示し、作業部会が実質的な審議をおこない、基準原則案を練り上げたのであった。この間、1990年にはフィンランドで、1992年にはカナダで専門家会議が開かれ、機会均等化達成への長期方略が話し合われた。

この基準原則採択の新聞報道に接し、ぜひ内容の詳細を知りたいと思った中野は、外務省総合外交政策局人権難民課のご好意で原文を入手できた。一読して紹介の必要性を痛感し、同僚の中田氏にご相談したところ、訳出に積極的な参加をしてくださることとなった。訳は前半を中野、後半を中田氏が分担したが、全体を

両名で検討し、まとめ上げた。短時日の訳出であり、遗漏も懸念されるが、早く公表し、この問題の論議が深まる一助としたいと判断した。国連では従来、Disabled Personsという表現を使用してきたが、ここではおむね Persons with Disabilities となっていることに注意を喚起しておきたい。また、原文には若干の注が付されているが、一括して全文の末尾にまわしたことをお断りしておく。

わが国は障害者対策推進本部が核となってこの問題への対応を推進し、障害者基本法も制定されている。しかし、意識の喚起よりも実行に焦点を合わせたこの基準原則と、整合性を欠く面も多い。この重い課題への対応を注視したい(1994年1月初旬)。

国連総会決議 48/96 1993年12月20日採決

障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則

国連総会は、

経済社会理事会(Economic and Social Council)が社会開発委員会(Commission for Social Development)に対し、委員会の第32会期に、任意拠出金に基づき、専門諸機関、他の政府間諸機構や非政府組織とりわけ障害者の団体と緊密な協力の下に、障害児童・青年・成人の機会均等化に関する基準原則を練り上げるため、政府諸専門家による制限明示のない特別作業部会の設置をする権限を与え、委員会にかかる作業部会を設置し、理事会が1993年の最初の定期会期で審議し、第48会期の国連総会(General Assembly)に提出するため、諸原則の最終案の取りまとめを要請した1990年5月24日の経済社会理事会の決議1990/26を想起し、

また、社会開発委員会が1991年2月20日の決議32/2において、経済社会理事会の決議1990/26⁵⁸⁾に従い、政府諸専門家からなる特別作業部会の設置を決定したことを想起し、

作業部会の討議のさい、多くの加盟国、専門諸機関、政府間諸機構、非政府組織とりわけ障害者の諸団体が参加してくださったことを感謝の念をもって

心に留め、

また、加盟諸国による作業部会への寛大な財政的貢献にも感謝の念をもって留めし、

作業部会がその指示を、それぞれ5日、3回の会期内で果たすことができたことを心から歓迎し、

障害者の機会均等化に関する基準原則を練り上げた、制限明示のない特別作業部会による報告⁵⁹⁾に深甚な感謝の意を表明し、

社会開発委員会第33会期における基準原則草案に関する審議⁶⁰⁾に留意し、

1. 本決議の付属文書に記載されている「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則(Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities)」を採択し、

2. 加盟各国に、障害に関する国家計画の作成のさい、基準原則を適用することを要請し、

3. 加盟各国が、基準原則の実施に関する情報を求める特別調査報告担当官(Special Rapporteur)の要請に応ずることを強く主張し、

4. 事務総長(Secretary-General)が基準原則の実施を促進し、それに関し、事務総長が第50会期で報告することを要請し、

5. 加盟各国が、財政面や他の面で、基準原則の実施を支持することを強く主張する。

付属文書

障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則

序

背景と現在のニーズ

従前の国際的行動

基準原則に向けて

障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則の目的と内容

障害に関する政策における基礎的概念

前文

I. 平等な参加に対する前提条件

原則 1. 意識の喚起

原則 2. 医療

原則 3. リハビリテーション

原則 4. 支援サービス

II. 平等な参加のための対象分野

原則 5. アクセスできること

原則 6. 教育

原則 7. 雇用

原則 8. 所得の保障と社会保障

原則 9. 家庭生活と個人の人格

原則 10. 文化

原則 11. レクリエーションとスポーツ

原則 12. 宗教

III. 施行基準

原則 13. 情報と調査・研究

原則 14. 政策制定と立案

原則 15. 法律制定

原則 16. 経済政策

原則 17. 調整作業

原則 18. 障害をもつ人びとの団体

原則 19. 人材養成・研修

原則 20. 基準原則実施における障害に関する計画の国としての監視と評価

原則 21. 技術的・経済的協力

原則 22. 国際協力

IV. 監視機構

序

背景と現在のニーズ

1. 世界のあらゆる地域に、また、すべての社会に、あらゆるレベルで障害をもつ人びとがいる。世界における障害をもつ人びとの人数は多く、また増大しつつある。

2. 障害の原因と結果は共に、世界中至る所でさまざまである。こうした多様性は、社会・経済的環境が異なることと、各国がその市民の望ましい生活状態のために制定している諸規定が異なっている結果である。

3. 現行の障害に関する政策は、過去200年間にわたる発展の結果である。多くの点で、それはさまざまな時代の全般的な生活条件と経済政策を反映している。しかしながら、障害に関する分野においては、また、障害をもつ人びとの生活条件に影響を与えてきた多くの特有な周囲の諸事情がある。無知、無視、迷信や恐れは、障害に関する歴史を通じて、障害をもつ人びとを孤立させ、発展を遅らせてきた社会的な諸要因である。

4. 多年にわたり、障害に関する政策は、障害をもつ子どもたちの教育として諸施設でなされた初步的なケアと、成人生活中に障害を負った人びとへのリハビリテーションから発達してきた。教育とリハビリテーションを通して、障害をもつ人びとは、障害に関する政策の以後の発展により積極的な推進力となつた。障害をもつ人びとに対するより良好な状態を主張

国連「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則」

する障害をもつ人びと、彼らの家族や擁護者たちの諸団体が結成された。第2次世界大戦後、障害をもつ人びとの可能性の認識が増大してきたことを反映した、統合（インテグレーション）とノーマリゼーションの概念が導入された。

5. 1960年代の終りに向け、いくつかの国における障害をもつ人びとの諸団体は、新しい障害概念を明確に表明はじめた。新しい概念は、障害をもつ個々人が経験している制約と、彼らの環境の計画立案と構造、一般の人びとの態度とに密接な関連のあることを指し示した。同時に、開発途上国における障害の諸問題がますます強調されてきた。開発途上のいくつかの国では、障害をもつ人びとの比率が極めて高いこと、多くの地域で、障害をもつ人びとはたいへん貧しいことが推定されている。

従前の国際的行動

6. 障害をもつ人びとの権利は、長い年月にわたり、国連および他の国際諸機構において、多大の配慮がなされてきた問題であった。1981年の国際障害者年（International Year of Disabled Persons）の最も重要な成果は、国連総会で決議37/52として採択された障害者に関する世界行動計画（World Programme of Action concerning Disabled Persons）⁶¹⁾であった。国際障害者年と世界行動計画は、この分野の進歩に強力なはずみを与えた。それらは共に、障害をもつ人びとが他の市民と同等の機会をもつ権利および、経済的・社会的発展からもたらされる生活状態の改善に同等の分け前を受ける権利とを強調した。また、ハンディキャップというものが、障害をもつ人びとと彼らの環境との関係の函数と定義したのも初めてのことであった。

7. 国際障害者の10年（United Nations Decade of Disabled Persons）の中間点の1987年、障害者に関する世界行動計画の実施状況についてレビューする諸専門家による全体会議が、ストックホルムで開催された。この会議で、以後の年における行動の優先順位を示す指針の作成が示唆された。その指針の基礎は、障害をもつ人びとの諸権利の認識であるべきであるとされた。

8. その結果、会議は、国連総会が障害者の10年の終りまでに、加盟各国に承認される、障害をもつ人びとへのあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約を起草するための特別会議の召集を提言した。

9. 条約草稿の概要がイタリーによって準備さ

れ、第42会期の国連総会に提出された。その後スウェーデンから総会の第44会期に、条約草案の提出がなされた。しかしながら、両方の機会とも、こうした規約の適切さに関して見解の一一致がみられなかった。代表者たちの多くは、現存する人権に関する諸文書が、他の人びとと同等の権利を障害をもつ人びとに保障しているとみなしていた。

基準原則に向けて

10. 国連総会での審議を受け、経済社会理事会は1990年の最初の定期会期で、異なった性質の国際規約の諸文書の検討に努力を傾注することに最終的な合意を得た。経済社会理事会はその決議1990/26によって、社会開発委員会に対し、委員会の第32会期に、任意拠出金に基づき、専門諸機関、他の政府間諸機構や非政府組織とりわけ障害者の団体と緊密な協力の下に、障害児童・青年・成人の機会均等化に関する基準原則を練り上げるため、政府諸専門家による制限明示のない特別作業部会の設置をする権限を付与した。理事会はまた、理事会が1993年に審議し、第48会期の国連総会に提出できるよう、委員会が諸原則の最終案を取りまとめるよう要請した。

11. 第45会期の国連総会における第3委員会（Third Committee）での以後の討議は、障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則を練り上げるための新しい取り組みに対し、幅広い支持のあることを示した。

12. 社会開発委員会の第32会期に、基準原則に対する取り組みが代表者多数の支持を得、討議の結果、経済社会理事会決議1990/26に従い、制限明示のない特別作業部会を設置することを決めた決議32/2が採択された。

障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則の目的と内容

13. 障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則は、国際障害者の10年（1983-1992年）⁶²⁾の間に得られた経験を基に作成された。障害者に関する世界行動計画と同じく、世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）⁶³⁾、経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）⁶⁴⁾および市民的および政府的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）⁶⁵⁾を包含する国際人権章典（International

Bill of Human Rights)、子供の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)⁶⁶⁾および女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Woman)⁶⁷⁾は、これら諸原則の政治的・道義的基礎を構成している。

14. これら諸原則は強制力のあるものではないが、多数の加盟国がこれらを国際法の一規定として尊重する意図で適用するならば、国際的な慣習的原則となりうるものである。それらは加盟各国に対し、機会均等化に関する行動をおこす強力な道義的・政治的拘束を意味している。それらにはまた、責任、行動および協力に対する重要な指針が示されている。さらに、質の高い生活(QOL)および完全参加と平等の達成にとって決定的に重要な諸分野が指摘されている。これら諸原則は、障害をもつ人びとや彼らの諸組織への政策設定や行動に対する一つの手段を提示している。それらはまた、加盟各国、国連および他の国際的諸機構間の技術的・経済的協力の基礎を提供しているのである。

15. これら諸原則の目的は、それぞれの社会の市民としての障害をもつ少女、少年、女性および男性が、他の人びとと同等の権利と義務を発動させるのを保障することである。世界のあらゆる社会で、まだ、障害をもつ人びとの権利と自由を実現させることを妨げ、社会の諸活動に完全参加するのを困難にする障壁が存在している。こうした障壁除去のための適切な行動をとることは、加盟各国の責務である。障害をもつ人びとおよび彼らの団体は、この過程でパートナーとしての積極的役割を果たすべきである。障害をもつ人びとの機会均等化は、人的資源を動員する全般的・世界的努力が必須のものなのである。そのさい、女性、子どもたち、高齢者、貧困者、移住労働者、二重のあるいは重複した障害をもつ人びと、先住者および少数民族の人たちといった集団に、特別な配慮をする必要がある。

障害に関する政策における基礎的概念

16. 以下に記述する諸概念は、原則全体にわたって現れるものである。それらは本質的に、障害者に関する世界行動計画中の諸概念を基に築かれている。ある場合には、それらは国連障害者の 10 年の間に生じた発展を反映している。

ディスアビリティ(障害)とハンディキャップ

17. 「ディスアビリティ(障害)」という用語は、世界のあらゆる国々における人びとに生じている多数のさまざまな機能の制限を概括したものである。人びとは、身体的・知的もしくは感覚的なインペアメント(impairment)、医学的諸状態もしくは精神疾患によって障害を負うことになるかもしれない。こうしたインペアメント、状態あるいは疾患は恒久的な性質のものかもしれないし、一時的なものであるかもしれない。

18. ハンディキャップとは、他人と同等の水準で地域社会の生活に参加する機会の喪失もしくは制限のことです。「ハンディキャップ(handicap)」という用語は、障害をもつ人と環境との出会いを記述したものである。この用語を使用する目的は、障害をもつ人びとの対等な参加を妨げる環境や、例えば情報、コミュニケーションおよび教育といった、社会の多くの組織化された諸活動における不完全・不備なところに焦点を合わせることを強調するためである。

19. 「ディスアビリティ(障害)」と「ハンディキャップ」という 2 つの用語のこうした用法は、現今 の障害に関する歴史的歩みに照らして検討される必要がある。1970 年代には、障害をもつ人びとの団体の代表者たちや障害に関する分野の専門家間に、当時の用語への強い反感がみられた。ディスアビリティとハンディキャップという用語は、政策設定や政治行動にとって不十分な手引にしかならない。不明確で混同した用いられ方がされていた。用いられた術語は、周囲の社会の不完全さや不備なことを無視した、医学的・診断的アプローチを反映するだけのものであった。

20. 1980 年、世界保健機構(World Health Organization)は、より正確で、しかも同時に相対的アプローチを示唆したインペアメント、ディスアビリティおよびハンディキャップという国際分類を採用した。この分類では、インペアメント、ディスアビリティ、ハンディキャップの明確な区分をおこなっている。これは、リハビリテーション、教育、統計、政策、法律、人口統計学、社会学、経済学、および人類学などの領域で広範に用いられている。ある使用者たちは、ハンディキャップという用語の定義からして、この分類はまだあまりに医学偏重であり、個人を中心を置きすぎており、社会的諸条件もしくは期待と個人の能力との間の相互作用を適切に明確化していないのではないか、と表明している。分類が公刊されてから 12 年間にみられた使用者たちの関心事やその他の事項は、近くおこなわれる改訂に反映されるであろう。

21. 世界行動計画の実施から得られた経験およ

び、国連障害者の10年中にみられた全般的討議の結果として、障害に関する諸問題および用語に関し、知識の深化と理解の拡大とがみられた。現行の用語は、(リハビリテーションや技術的援助のような)個別のニーズと、(参加人のさまざまな妨害)といった社会の不備・不完全な面との両者に言及する必要性を認識したものである。

予 防

22. 予防とは、身体的・知的・精神医学的もしくは感覚的インペアメントの発生を妨げること(一次的予防)もしくは、インペアメントが恒久的な機能の制限もしくは障害を生起させるのを防ぐこと(二次的予防)を目的とする行動を意味する。予防は、プライマリー・ヘルスケア、出生前や出生後の子どものケア、栄養に関する教育、伝染病への免疫キャンペーン、風土病制圧の方策、安全に関する諸規定、職業障害・職業病予防のための職場改造、環境汚染や武力紛争による障害の予防を含む、さまざまな環境における事故予防計画といった多くの異なるタイプの行動が含まれるであろう。

リハビリテーション

23. リハビリテーションとは、障害をもつ人びとが、最適の身体的・感覚的・知的・精神医学的および社会的機能水準に到達し、維持することを可能にさせ、それによって、より高次な自立水準へ向けて生活を変化させる用語の提供を目的とする過程のことである。リハビリテーションは、諸機能を提供したり修復したり、あるいはその一方をおこなったり、ある機能の喪失あるいは欠如を補償したり、もしくは機能制限を補償したりする手段を含むのである。リハビリテーション過程には、初期の医療は含まれていない。それは、基礎的・一般的リハビリテーションから、例えば職業リハビリテーションのような目標指向的活動といった広範な手段と活動を包含している。

機会均等化

24. 機会均等化とは、諸サービス、諸活動、情報および文書といった、社会や環境のさまざまな仕組みが、あらゆる人びと、とりわけ障害をもつ人びとに利用可能にされる過程を意味している。

25. 平等な権利という指針は、それぞれのまたすべての個人のニーズが同じように重要なこと、そのニーズが社会の計画立案の基礎とされなければならぬこと、あらゆる資源が、すべての個人が平等な参加の機会をもつことを保障する方法で使用されなければならないこと、を意味している。

26. 障害をもつ人びとは、社会のメンバーであり、地域社会で生活する権利をもっている。彼らは教育、保障、雇用、および社会的諸サービスを通常の機構内で受けるのに必要な支援を受けるべきである。

27. 障害をもつ人びとが平等な権利を得るために応じて、彼らもまた、平等な義務を果たすべきである。権利が得られるにつれて、社会は障害をもつ人びとへの期待を高めるべきである。平等な機会という過程の一部として、障害をもつ人びとが、社会のメンバーとして完全な責務を負うことを援助するための規定が設けられるべきである。

前 文

国連憲章(Charter of the United Nations)の下、より高い生活水準、完全雇用、および経済的・社会的進歩と発展の諸状態を促進するため、国連との協力で共同行動や個別行動をとるため、加盟各国によってなされた誓約を心に留め、

憲章で宣言された人権、基本的自由、社会正義、人としての尊厳と価値への責務を再確認し、

とりわけ世界人権宣言、経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約、ならびに市民的および政治的権利に関する国際規約を想起し、

これら諸文書が、その中で認められた諸権利は、差別なくあらゆる人びとに等しく保障されるべきであると宣言していることに留意し、

障害に基づく差別を禁止し、障害をもつ子どもたちの権利を保障する特別な手段を要求している子どもの権利に関する条約⁶⁸⁾の諸規定および、障害に対するある種の保護手段を規定しているあらゆる移住労働者とその家族の保護に関する国際条約(International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families)⁶⁹⁾を想起し、

また、障害をもつ少女たちや女性たちの権利を保障する女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約⁷⁰⁾の諸規定を想起し、

障害者権利宣言(Declaration on the Rights of Disabled Persons)⁷¹⁾、精神遅滞者権利宣言(Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons)⁷²⁾、社会進歩と開発に関する宣言(Declaration on Social Progress and Development)⁷³⁾、精神疾患

をもつ人びとの保護と精神保健ケアの改善指針(Principles for the Protection of Persons with Mental Illness and for the Improvement of Mental Health Care)⁷⁴⁾ および国連総会で採択された他の関連する諸文書を考慮し、

また、障害をもつ人びとに対する差別のない雇用への参加に特に言及しつつ、国際労働機構(International Labour Organization)によって採択された関連する諸規約や諸勧告を考慮し、

とりわけ、あらゆる人の教育に関する世界宣言(World Declaration on Education for All)⁷⁵⁾ を含む国連教育科学文化機構(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)による関連する諸勧告や働き、世界保健機構、国際児童基金(United Nations Children's Fund)その他の関連する諸機関による関連する諸勧告や働きを心に留め、

環境保護に関し加盟各国による積極的関与を考慮し、

武力紛争によって引き起こされた惨害に心を留め、さらに、兵器生産のために乏しい資源を利用するなどを慨嘆し、

障害者に関する世界行動計画とそこでの「機会均等化」の定義が、実際的・具体的意義をもつさまざまな国際的諸文書や諸勧告を生み出したこと、そこには国際社会の真摯な意欲が示されていることを認識し、

世界行動計画を実施するための国際障害者の10年(1983-1992年)の目的がいまだ妥当であり、緊急かつ持続的行動を必要としていることを認め、

世界行動計画が開発途上国ならびに先進工業国にも等しく妥当な概念に基づいていることを想起し、

障害をもつ人びとが、社会における人権と参加を十分にかつ等しく享受できるためには、努力のいっそうの強化が必要なことを確信し、

障害をもつ人びと、その両親、保護者、擁護者および諸団体が、彼らの市民的・政治的・経済的・社会的なならびに文化的権利に影響を及ぼすあらゆる手段の立案と実施にあたり、加盟各国の積極的パートナーとならなければならないことを再び強調し、

1990年5月24日の経済社会理事会の決議1990/26に従い、また、障害をもつ人びとが他の人びとの平等を達成するのに必要な、特有の諸手段について、世界行動計画中に詳細に列挙されたものに基づきながら、

加盟各国は、以下に概括された障害をもつ人び

との機会均等化に関する基準原則を、議事進行規定に従って採決した。

(a) 障害に関する分野でのあらゆる行動は、障害をもつ人びとの状態や特殊なニーズに関する十分な知識と経験を前提とすることを強調すること。

(b) 社会組織のすべての面があらゆる人びとにアクセス可能となる過程が、社会・経済的発展の基本的目的であることを力説すること。

(c) 適切な範囲で、障害に関する分野での技術的・経済的協力の積極的促進を含む、社会政策の緊急な諸侧面の概要を示すこと。

(d) 以下に留意しながら、平等な機会の達成に必要な政治的決定過程に対するモデルを提供すること。すなわち、技術的・経済的水準が著しく異なること、決定過程はそれがその内で生じる文化的文脈の鋭敏な理解と、障害をもつ人びとのきわめて重大な役割とを反映しなければならないということである。

(e) 加盟各国、国連組織の諸機関、他の政府間諸機関および、障害をもつ人びとの諸団体の間の緊密な協力のための、国内の機構を提案すること。

(f) 加盟各国は、障害をもつ人びとに対する機会均等化を達成するため追求する過程を監視するための効果的な機構を提供すること。

I. 平等参加の前提条件

原則 1. 意識の喚起

加盟各国は、障害をもつ人びとおよびその権利、ニーズ、可能性、社会に対する彼らの貢献に関する社会の意識を喚起するために行動を起こすべきである。

1. 加盟各国は、関係当局が障害をもつ人びとおよびその家族、この分野の専門家、国民に利用可能な最新のプログラムやサービスに関する情報を提供できるように保障すべきである。その情報は障害をもつ人びとが利用できる形式で提供されるべきである。

2. 加盟各国は、障害をもつ人びとが他の人と同様の権利と義務をもつ市民であるというメッセージを含み、完全参加を妨げる障壁を取り除く手段を講じるための手段を正当化する、障害をもつ人びとと障害に対する政策に関するキャンペーン活動を開始するとともにこの活動を支援すべきである。

3. 加盟各国は、積極的にマスメディアを通じて障害をもつ人びとの実情を広報することを奨励すべきであり、障害をもつ人びとの団体とこの点について

国連「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則」

て協議すべきである。

4. 加盟各国は、公教育計画のあらゆる側面で完全参加と平等の原則が反映されることを保障すべきである。

5. 加盟各国は、障害をもつ人びととその家族、諸団体に障害に関する公教育計画に参加するように勧奨すべきである。

6. 加盟各国は、私立のセクター形式の企業をつくり、セクターの活動のあらゆる面で障害に関する課題を取り扱うように勧奨すべきである。

7. 加盟各国は、権利と可能性に対する障害をもつ人びとの意識を喚起することを目指したプログラムを作成し、その普及を図るべきである。自立心と権利への意識が高まるこことによって、障害をもつ人びとは種々の機会を利用できるようになる。

8. 意識の喚起は、障害をもつ子どもたちの教育やリハビリテーションにおいて、重要な役割を果たすべきである。障害をもつ人びとは、彼らの団体活動を通して意識の喚起を行う際に相互に援助することができる。

9. 意識の喚起は、あらゆる子どもたちの教育目的の一部分となるべきであり、教員養成やあらゆる専門家の養成においても同様であるべきである。

原則2. 医 療

加盟各国は、障害をもつ人びとへ効果的な医療の提供を保障すべきである。

1. 加盟各国は、障害の早期発見とアセスメント、治療に対して総合的な専門家チームが作成したプログラムを用意できるように努力すべきである。これによって障害を予防し、軽減し、除去することが可能である。このプログラムによって個人のレベルでは、障害をもつ人びととその家族の完全参加が保障され、その立案と評価のレベルで障害をもつ人びとの団体の完全参加が保障される。

2. 地域社会の担当者は、障害の早期発見や適切なサービスに対する初步的な援助と照合の提供のような領域に参加し、実地にトレーニングを受けるべきである。

3. 加盟各国は、障害をもつ人びと、特に乳児や子どもが他の社会の構成員と同様なシステムの中で同水準の医療を受けられることを保障すべきである。

4. 加盟各国は、あらゆる医師と医療関係者が障害をもつ人びとに医療ができるように適切に指導さ

れ、配置されること、また適切な治療方法や科学技術を利用してできることを保障すべきである。

5. 加盟各国は、医師をはじめ医療関係者が子どもに対する選択の幅を制限するようなアドバイスを保護者にしないように適切な指導をすべきである。このような指導は継続して行なわれるべきであり、最新の情報に基づいて行なわれるべきである。

6. 加盟各国は、機能を維持し、向上させる治療や薬物を障害をもつ人びとに提供することを保障すべきである。

原則3. リハビリテーション*

加盟各国は、自立と機能化の最適なレベルに到達し、維持するために障害をもつ人びとにリハビリテーション・サービスを提供することを保障しなければならない。

*リハビリテーションは障害に対する政策の基本的な概念であり、序の第23項のはじめの部分で定義されている。

1. 加盟各国は、障害をもつ人びとのあらゆるグループに国によるリハビリテーション・プログラムを開発すべきである。そのようなプログラムは障害をもつ人びとの個々の実際のニーズと完全参加と平等に基づくべきである。

2. そのようなプログラムには、広範囲の活動、つまり障害を受けた機能の向上を促し、あるいは補償する基本的なスキルとトレーニング、障害をもつ人びととその家族のカウンセリング、自立心の向上、アセスメントやガイダンスのような時宜にかなったサービスを含むべきである。

3. リハビリテーションを必要とする重度あるいは重複の障害をもつ人びとを含む障害をもつあらゆる人びとに、上記の活動への参加を可能にすべきである。

4. 障害をもつ人びととその家族が、関係するリハビリテーション・サービスの原案づくりや組織づくりに参加できるようにすべきである。

5. あらゆるリハビリテーション・サービスは、障害をもつ人びとが住む地域社会で利用を可能にすべきである。しかし例外として、ある特別な訓練をしたい場合は、居住内の適切な場所でできる特別リハビリテーションを一定期間受けることができる。

6. 障害をもつ人びととその家族は、教師としてあるいは指導者、カウンセラーとしてリハビリテーションに加わることができる。

7. 加盟各国は、リハビリテーション・プログラムを作成し、評価する場合、障害をもつ人びとの団体の専門家を召集し、協議すべきである。

原則4. 支援サービス

加盟各国は、日常生活の自立のレベルを高め、権利の行使を援助するために障害をもつ人びとの補助具を含む支援サービス体制を保障すべきである。

1. 加盟各国は、機会均等を達成するための重要な手段として障害をもつ人びとのニーズにしたがって、補助具や個別的な援助、通訳のサービスを提供することを保障すべきである。

2. 加盟各国は補助具の開発と生産、流通、サービスおよびそれらの機器に関する広報を支援すべきである。

3. この目的を達成するために利用可能な技術的ノウハウを用いるべきである。高度の工業技術を有する加盟各国では、補助具の基準とその有効性を向上させるために、その技術的ノウハウが最大限に活用されるべきである。一部の材料と一部の工場を可能な限り活用し、使いやすい安価な機器を開発し、生産するように勧奨することは重要である。障害をもつ人びとをこれらの機器開発に加えることも考えられよう。

4. 加盟各国は、補助具を必要とする障害をもつ人びとが財政的援助が与えられると、機器入手可能であることを認識すべきである。つまり、これは機器の無償貸与あるいは、障害をもつ人びととその家族に低価格で提供されなければならないことを意味している。

5. 補助具および援助機器を提供するためのリハビリテーション・プログラムにおいて、加盟各国は補助具や援助機器のデザインや耐久性、年齢相応の機器かどうかを障害をもつ人びとの性別を含めて考慮すべきである。

6. 加盟各国は、個別の援助プログラムや通訳サービスを開発し、提供する場合、とくに重度の障害をもつ人びとや重複の障害をもつ人びとへの開発と提供を行う場合、これを支援すべきである。このようなプログラムによって日常生活や家庭、仕事、学校、余暇活動に参加する障害をもつ人びとの数は増加することになるであろう。

7. 個別の援助プログラムをデザインする場合、プログラム実施の過程でそのプログラムを利用する障害をもつ人びとの意見を重視すべきである。

II. 平等な参加のための対象分野

原則5. アクセスできること

加盟各国は、社会のあらゆる場面で機会均等を図る場合、アクセスの重要性を認識すべきである。いかなる種類の障害をもつ人びとに対しても加盟各国は、(a)物理的な環境にアクセスできる行動プログラムを導入し、(b)情報を入手したり、コミュニケーションを図るために種々の手段を講じるべきである。

(a) 物理的な環境へのアクセス

1. 加盟各国は、物理的な環境への参加を妨げる障害物を除去するための種々の手段を講じるべきである。このような手段は、原則とガイドラインを作成するためのものであり、社会の様々な場面、例えば家屋や建物、公共輸送機関、その他の輸送機関、道路および戸外のアクセスを可能にするための立法化を検討するためのものであるべきである。

2. 加盟各国は、建築設計や建設に関わる建築家や建築技師が、障害をもつ人への政策に関する適切な情報やアクセスを可能にする種々の手段を講じることを保障すべきである。

3. 設計の初期段階からアクセスの可能性を考慮すべきである。

4. アクセスの原則と基準を作成する場合、障害をもつ人びとの団体と協議すべきである。公共の建築物を計画する場合、アクセスの可能性を最大限まで保障するように初期の計画段階から部分的にその原則と基準を考慮すべきである。

(b) 情報とコミュニケーションへのアクセス

5. 診断、権利、利用するサービスとプログラムに関する情報は、あらゆる場面で障害をもつ人びとに必要に応じてその家族と擁護者に全面的に開示すべきである。この情報は障害をもつ人びとが利用できる形式で提供されるべきである。

6. 加盟各国は、障害をもつ人びとの各グループが情報サービスや記録を利用できる方略を開発すべきである。点字や録音・サービス、拡大文字、その他の適切な技術を活用して視覚に障害をもつ人びとに文字で書かれた情報や記録を提供すべきである。同様に、適切な技術を用いて聴覚に障害をもつ人びとや理解の困難な人が話し言葉を理解できるようにすべきである。

7. 聾児の教育や聾児の家族、地域社会における手話使用に配慮すべきである。聴者とその他の人の間のコミュニケーションを円滑にするために手話通訳サービスを提供すべきである。

国連「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則」

8. その他のコミュニケーション障害をもつ人びとのニーズに対しても考慮すべきである。
9. 加盟各国は、メディアとくにテレビやラジオ、新聞を通じてこのようなサービスが受けられることを広報すべきである。
10. 加盟各国は、障害をもつ人びとが一般市民に提供されるコンピュータを利用した情報サービスシステムを利用できるようにし、利用できない場合はそのシステムを改良すべきである。
11. 情報サービス利用の手段を講じる場合、障害をもつ人びとの団体と協議すべきである。

原則6. 教 育

加盟各国は、統合された場での障害をもつ児童および青年、成人の初等教育および中等教育、中等教育終了後の教育の機会均等の原則を認識すべきである。加盟各国は、それらの障害をもつ人びとの教育が教育組織全体の不可欠な一部分であることを保障すべきである。

1. 教育関係当局は、障害をもつ人びとの教育を統合された場で実施する責任がある。障害をもつ人びとの教育は、その国の教育計画、教育課程の編成、学校組織全体の不可欠な一部分を形成すべきである。

2. メインストリーム校における教育は、通訳者やその他の適切な支援サービスを提供することを前提要件とする。いろいろな障害をもつ人びとのニーズに相応しい適切なアクセスや支援サービスを提供すべきである。

3. 教育のあらゆるレベルで、障害をもつ人びとの保護者グループと障害をもつ人びとの団体が関与すべきである。

4. 義務教育制を施行している加盟各国においては、もっとも重い障害を含む障害のあらゆる種類とあらゆるレベルをもつ少女と少年に対して、義務教育を行すべきである。

5. 下記の分野について特別な注意が払われるべきである。

- (a) 障害をもつ非常に幼い子どもたち
- (b) 障害をもつ就学前児童

- (c) 障害をもつ成人、とくに女性

6. 障害をもつ人びとに対し統合された場での教育上の諸準備を行うさい、加盟各国は、

- (a) 明確に記述された方針を持つべきであり、それは学校レベルで、またより広い地域社会で理解と承認を得られるべきである。

(b) 追加や修正のできる柔軟な教育課程を認めるべきである。

- (c) 質の高い教材と継続的な教員研修、補助教師を用意すべきである。

7. 統合教育と地域社会に基礎を置くプログラムは、障害をもつ人びとに費用のかからない教育と訓練を提供する相互補完的な場とみなされるべきである。地域社会に基礎を置く国のプログラムでは、地域社会が地域の資源を利用し、開発して障害をもつ人びとを教育するように地域社会を勧奨すべきである。

8. 一般学校では障害をもつあらゆる人びとのニーズに十分に適合しない場合には、特殊教育が考慮されるかもしれない。その特殊教育は、一般学校で教育を受ける準備をすることを目的にすべきである。その教育の質は、一般教育と同様の基準と向上性を反映し、また一般教育と密接に関連するものであるべきである。最小限、障害をもつ生徒に障害のない生徒と同じ教育資源が与えられるべきである。加盟各国は、メインストリーム教育と特殊教育サービスの漸進的統合を目標にすべきである。現時点で、ある場合には、特殊教育が障害をもつある生徒たちにはもっとも適した教育形態であるとみなされるかもしれない。

9. 聾者および盲聾者には特有なコミュニケーション・ニーズがあるため、彼らの教育はこうした人びとのための学校あるいはメインストリーム校の中の特殊学級やユニットにより適切に準備されるかもしれない。初期の段階では、聾あるいは盲聾者の効果的なコミュニケーション・スキルと最大の自立をもたらす、文化に格別な配慮をした指導に特別な注意を向ける必要がある。

原則7. 雇 用

加盟各国は、障害をもつ人びとが人権を行使できること、とくに雇用の場でその原則を行使できることを認識しなければならない。都市部や山村部に限らず、労働市場における雇用の機会均等を障害をもつ人びとに保障すべきである。

1. 雇用の場で、障害をもつ人びとは法律と規則によって差別されてはならない。また、その法律と規則によって彼らの雇用が妨げられてはならない。

2. 加盟各国は、障害をもつ人びとを開かれた雇用の場に統合するために積極的に支援すべきであ

る。障害をもつ人びとを雇用する企業に対する職業訓練、報償金制度、予約あるいは指名雇用、小企業に対する融資もしくは補助金、優先契約あるいは優先生産権、税控除、契約遵守のような多様な手段を講じることによって積極的な支援が可能になる。加盟各国はまた、雇用者に対して障害をもつ人びとが職場に適合するよう適切に調整を行うことを勧奨すべきである。

3. 加盟各国の行動プログラムは、以下の点を考慮したものでなければならない。

- (a) いろいろな障害をもつ人びとがアクセスできるように職場を設計し、改造するための手段
 - (b) 新しい科学技術の活用と補助具の開発と生産に対する支援および障害をもつ人びとがそのような援助機器に手軽にアクセスし、仕事を得て、その仕事を継続できるような手段
 - (c) 適切な訓練と配置を行い、個別の援助と通訳サービスを支援すること
4. 加盟各国は、障害をもつ労働者に対する否定的な態度や偏見を打破することを目的にした意識喚起キャンペーンを開始し、これを支援すべきである。
5. 雇用者の可能な範囲で加盟各国は、公的なセクターに障害をもつ人びとの雇用に適した諸条件をつくりあげるべきである。
6. 加盟各国と労働団体、雇用者は一致協力して公正な求人と昇進制度、給与体系、外傷や障害を予防するために労働環境を改善するための手段および労務災害に遭った被雇用者のリハビリテーションに関する手段を保障するために協力すべきである。
7. 目的は常に障害をもつ人びとが開かれた労働市場において雇用を得ることができる点にある。開かれた雇用条件に適しない障害をもつ人びとに対しては、小規模の保護雇用もしくは支援雇用も選択肢になるかもしれない。労働市場において障害をもつ人びとに雇用を得る機会を提供する場合、そのようなプログラムの内容が適切で満足すべきかどうかを評価することが重要である。
8. 私立および公立のセクターの訓練と雇用のプログラムに障害をもつ人びとを加えるための手段を講じるべきである。
9. 加盟各国および労働者諸団体、雇用者はフレックスタイム、パートタイム、職務の分担(job-sharing)、自営業、障害をもつ人びとのアテンダント・ケアを含む訓練と雇用の機会を創出するためのすべての手段に関して障害をもつ人びとの団体と協

力すべきである。

原則8. 所得の保障と社会保障

加盟各国は、障害をもつ人びとの社会保障と収入の安定に責任がある。

- 1. 加盟各国は、障害あるいは障害に関連した原因によって一時的に収入を失ったり、収入が減少したり、雇用の機会を失ったりした障害をもつ人びとに対して適切な収入を保障すべきである。加盟各国は、障害の結果として障害をもつ人びとやその家族がしばしばこうむる費用の支援を保障すべきである。
- 2. 社会保障あるいは、社会保険その他の社会福祉計画を有する国、またはそれを整備中の国において、加盟各国はそのシステムが障害をもつ人びとを排除したり、差別したりしないことを保障すべきである。
- 3. 加盟各国はまた、障害をもつ人びとの世話をしている個々人に対して収入を補助し、社会保障を保護することを保障すべきである。
- 4. 障害をもつ人が収入獲得能力を再び取り戻せるために励みとなるものを社会保障システムに織り込むべきである。そのようなシステムによって職業訓練の組織化や発展につながるとともに資金調達にプラスになる。そのシステムによって職業紹介サービスも円滑になる。
- 5. 社会保障プログラムによって、収入獲得能力を獲得した障害をもつ人びと、あるいは再び獲得するためには就業を求める障害をもつ人びとの意欲が高まることが期待される。
- 6. 障害の状態が障害をもつ人びとが就業への意欲を失わない程度に維持されている限り、収入の補助を継続すべきである。その補助は、障害をもつ人が適切で安定した収入を得るようになると削減されるか打ち切られるべきである。
- 7. 私立のセクターが社会保障の大部分を実施している国々において、加盟各国は地域社会および福祉団体、家族が障害をもつ人びとの雇用あるいは雇用に関係した活動に対する自助の手段の開発や意欲を高める工夫をするように勧奨すべきである。

原則9. 家庭生活と個人の人格

加盟各国は、障害をもつ人びとの家庭生活における完全参加を促進すべきである。加盟各国は障害をもつ人びとの権利拡大に努め、法律によって障害をもつ人

国連「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則」

びとの性的関係、結婚、親としてのあり方が差別されないことを保障すべきである。

1. 障害をもつ人びとは家族と生活することが可能となるようになされるべきである。加盟各国は、家庭生活における障害とその影響について、適切な構成の家族カウンセリングに参加することを勧奨すべきである。障害をもつ人びとをかかえる家族がレスパイト・ケアサービスとアテンダント・ケアサービスを利用できるようにすべきである。加盟各国は、障害をもつ子どもあるいは成人の養育あるいは養子縁組を願っている人に対する不必要なあらゆる障壁を取り除くべきである。

2. 障害をもつ人びとが性を体験し、男女関係や親としてのあり方を体験する機会を否定されるべきではない。障害をもつ人びとが結婚し、家庭生活を営むことが困難である場合、加盟各国は適切なカウンセリングの利用を勧奨すべきである。障害をもつ人びとも他の人と同様に家族計画や性に関する情報を容易に入手できるようにすべきである。

3. 加盟各国は障害をもつ人びと、とくに女性の結婚や性、親としてのあり方に対して社会に残っている否定的な態度を変える手段を推進すべきである。マスコミはそのような態度を変える重要な役割を演ずるよう勧奨されるべきである。

4. 障害をもつ人びととその家族は、性的な虐待やその他の虐待に対して予防策を講じるための情報を十分に与えられるべきである。障害をもつ人びとは家庭や地域社会、施設で虐待を受けやすいので、虐待から逃れる方法や虐待の事実やそのような行為に関する報告を知る方法について教育されるべきである。

原則 10. 文 化

加盟各国は、障害をもつ人びとが平等な立場で文化的活動に統合され、参加することができることを保障すべきである。

1. 加盟各国は、地域を問わず、障害をもつ人びとの利益のためではなく地域社会を豊かにするために、創造的、芸術的、知的な可能性を発揮する機会が持てるようにすべきである。その活動の例として、ダンス、音楽、文学、演劇、造形美術、絵画、彫刻がある。とくに開発途上国では、伝統的・現代的な芸術、例えば人形芝居、歌、紙芝居が奨められる。

2. 加盟各国は、障害をもつ人びとが文化的活動やサービスを行う場所、例えば劇場、博物館、映画

館、図書館に容易にアクセスできるようにしなければならない。

3. 加盟各国は、障害をもつ人びとが図書や映画、劇場を容易にアクセスできるように技術面の開発を行い、利用しやすいようにすべきである。

原則 11. レクレーションとスポーツ

加盟各国は、障害をもつ人びとがレクレーションとスポーツに参加する場合、平等の機会を保障する手段を講じることが望まれる。

1. 加盟各国は、レクレーションとスポーツのために障害をもつ人びとがホテルや海水浴場、スポーツ競技場、体育館などにアクセスできる手段を講じるべきである。その手段にはアクセスの方法を開発するためのプロジェクトや参加、情報および訓練プログラムを含むレクレーションとスポーツ・プログラムのスタッフに対する支援を織り込むべきである。

2. レクレーション活動あるいは旅行を企画する場合、旅行会社や旅行代理店、ホテル、任意団体、その他の関係団体は障害をもつ人びとにその特別なニーズを考慮してサービスすべきである。その手続きを円滑にするために適切な指導を関係団体は行うべきである。

3. スポーツ団体は、スポーツ活動に障害をもつ人びとが参加する機会を開発することが勧奨されるべきである。ある場合は、アクセスの基準を拡大することによって参加の機会を増やすことも可能である。またある場合は、障害をもつ人びとが楽しめるように工夫したゲームも必要になる。加盟各国は、障害をもつ人びとの国内競技や国際競技などの大会参加を支援すべきである。

4. スポーツ活動に参加する障害をもつ人びとが他の参加者と同様の指導やトレーニングを受けられるようにすべきである。

5. スポーツとレクレーションに関する団体は、障害をもつ人びとに対するスポーツとレクレーションのサービス内容を検討する場合、障害をもつ人びとの団体と協議すべきである。

原則 12. 宗 教

加盟各国は、障害をもつ人びとが地域社会の宗教生活に平等に参加できる手段を講じるように勧奨される。

1. 加盟各国は宗教団体と協議の上、障害をもつ

人びとに対する差別を排除し、障害をもつ人びとが宗教活動を行える手段を講じるように奨励されるべきである。

2. 加盟各国は、障害に関する情報を宗教団体に配布すべきである。加盟各国はまた、宗教団体に宗教教育プログラムばかりでなく宗教家養成においても障害に関する方針を織り込むように指導すべきである。
3. 加盟各国はまた、感覚障害をもつ人びとが宗教関係の図書等を利用できるようにすべきである。
4. 加盟各国または宗教団体は、宗教活動に障害をもつ人びとが平等に参加できる手段を開発する場合、障害をもつ人びとの団体と協議すべきである。

III. 施行基準

原則 13. 情報と調査・研究

加盟各国は、障害をもつ人びとの生活条件に関する情報収集と広報に対しての最終的な責任が期待されており、障害をもつ人びとの生命を脅かす障壁をはじめ、あらゆる側面に関する包括的な調査・研究を促進すべきである。

1. 加盟各国は、障害をもつ人びとの生活条件に関する男女別の統計とその他の情報を定期的に収集すべきである。その調査は、国勢調査や世帯調査と併せて実施され、大学や研究機関、障害をもつ人びとの団体と密接に協議して行うべきである。その調査には、プログラムとサービスに関する質問事項とその利用に関する質問事項を含むべきである。
2. 加盟各国は、障害をもつ人びとのいろいろなグループに関する統計のほかにサービスやプログラムに関する統計を一箇所に集めた障害に関するデータバンクの設立を検討すべきである。加盟各国は、個人のプライバシーと人格の保護について留意すべきである。
3. 加盟各国は、障害をもつ人びととその家族の生活に関する社会的および経済的な課題と参加に関する課題について調査・研究を開始し、これを支援すべきである。その調査・研究には、障害の原因やタイプ、人数および既存のプログラムの有効性、サービスと支援の基準の作成とその評価の必要性に関する調査・研究を含むべきである。
4. 加盟各国は、障害をもつ人びとの団体と協力して全国調査を実施するための用語と基準を作成すべきである。
5. 加盟各国は、調査・研究を行う場合、障害を

もつ人びとを参加させるべきである。その実施にあたって、加盟各国は資格のある障害をもつ人びとを特別に加えるべきである。

6. 加盟各国は、研究結果の公開を支援すべきである。
7. 加盟各国は、全国的にすべての行政レベルで障害に関する情報と知識を公開するための手段を講じるべきである。

原則 14. 政策制定と立案

加盟各国は、障害に関する政策の立案と全国的な計画をする場合、障害の種々の側面を考慮すべきであることを保障すべきである。

1. 加盟各国は、全国的には障害をもつ人びとにに関する適切な政策を計画するとともに、地方にあっては障害をもつ人びとに関する行動を支援すべきである。
2. 加盟各国は、障害をもつ人びとに関する計画やプログラムの決定、あるいは障害をもつ人びとの社会的、経済的立場に影響を及ぼす決定をする場合、障害をもつ人びとの団体と協議すべきである。
3. 障害をもつ人びとのニーズと関心は、全体計画に織り込むこととし、別個に取り扱うべきである。
4. 障害をもつ人びとの現状に対して加盟各国があざかる最終責任は、障害をもっていない人の責任を免除するものではない。サービスや活動をする人あるいは社会において情報の提供を望む人が、障害をもつ人びとが利用できるプログラムを作成する場合、責任を負うべきである。
5. 加盟各国は、地域社会が障害をもつ人びとにに対するプログラムや手段を開発する場合、これを促進すべきである。そのために手引書やチェックリストを作成し、地域の職員に訓練プログラムを提供すべきである。

原則 15. 法律制定

加盟各国は、障害をもつ人びとの完全参加と平等の目的を達成するための基準に法的根拠を与える責任がある。

1. 市民の権利と義務を体現する法律に障害をもつ人びとの権利と義務を包含すべきである。加盟各国は、他の市民と平等に障害をもつ人びとが人権や市民の権利、政治的権利を含む諸権利を行使できる義務を負う。加盟各国は、障害をもつ人びとの権利に関する法律を起草する場合、またその法律を評価

国連「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則」

する場合、障害をもつ人びとの団体を加えることを保障すべきである。

2. 法律制定にあたっては、障害をもつ人びとの生活にマイナスとなる嫌がらせやいじめなどの環境を排除する必要がある。障害をもつ人びとに対するいかなる差別的規定も排除されなければならない。非差別の原理という暴力が認められた場合、法律で罰せられる。

3. 障害をもつ人びとに関する法律には二つの形式がある。一般法律または特別立法に権利と義務に関する条項が織り込まれる。障害をもつ人びとの特別立法には、以下の形式が考えられる。

- (a) 個々に立法化することによって、もっぱら障害の問題を取り扱う
- (b) 特別な事項に関する法律内で障害の問題を取り扱う
- (c) 既存の法律の解釈に役立つ法文中に具体的に障害をもつ人びとについて記述する

このようないろいろな組合せが考えられる。

差別解消積極措置の規定もまた考慮される。

4. 加盟各国は、障害をもつ人びとの利益を保護するために法的告発組織を設立することを検討すべきかもしれない。

原則 16. 経済政策

加盟各国は、障害をもつ人びとの平等参加をもたらす国で作成したプログラムと基準に対して財政上の責任を有する。

1. 加盟各国は、国および全国の自治体の一般会計に障害をもつ人びとのための予算を計上すべきである。

2. 加盟各国と非政府組織、他の利益団体は相互に協力して、障害をもつ人びとに関するプロジェクトや手段を支援するもっとも効果的な方法を明らかにすべきである。

3. 加盟各国は、障害をもつ人びとの平等参加を支援するために経済的な手段（融資、税の免除、特別指定補助金、特別基金など）の利用法を検討すべきである。

4. 多数の加盟各国において、草の根のレベルで種々のパイロット計画や自助プログラムの支援を目的にした障害に関する開発基金の設立が勧奨されるであろう。

原則 17. 調整作業

加盟各国は、障害の問題を国の重点課題として扱うために国としての調整機関あるいはそれに準ずる団体を設立し、その強化を図る責任を有する。

1. 国としての調整機関あるいは同種の団体は恒久的とし、適切な管理規則とともに法的な基礎づけがなされるべきである。

2. 公的な組織と私的な組織の代表の出席によって、セクションを超えて広く協議できる可能性がある。関連する省庁および障害をもつ人びとの団体、非政府組織から代表を選ぶことが望ましい。

3. 障害をもつ人びとの団体は、障害をもつ人びとの関心事について適正なフィードバックを行うことを保障するために国としての調整機関にかなりの影響力を持つべきである。

4. 国としての調整機関には、決定能力に応じた責任を果たすために十分な自律性と資源が提供されるべきである。そこでの決定事項はもっとも高次の政治レベルに報告されるべきである。

原則 18. 障害をもつ人びとの団体

加盟各国は、障害をもつ人びとを国および地方の代表者として選出する権利が障害をもつ人びとの団体にあることを承認すべきである。加盟各国はまた、障害に関する議題の採決に際して、障害をもつ人びとの団体が助言者として参加することを承認すべきである。

1. 加盟各国は、障害をもつ人びととその家族、その支援者から成る諸団体の設立とその設立に対して経済的にまた、他の方法で支援すべきである。加盟各国は、このような諸団体が障害に関する政策を発展させる上で、重要な役割を果たすことを理解すべきである。

2. 加盟各国は、障害をもつ人びとの団体と継続的に連絡を取り、政策の策定段階で障害をもつ人びとが参加することを保障すべきである。

3. 障害をもつ人びとの団体の役割は、障害をもつ人びとの生活に関する事項を計画し、施行し、サービスと手段の評価を行う段階に参加し、社会の認識を変えるために必要な事項は何か、そのための優先順位は何かを明らかにすべきである。

4. 自助の手段として、障害をもつ人びとの団体は、いろいろな分野のスキルを向上させるための機会を準備し、メンバー同士の相互支援と情報の共有を図るべきである。

5. 障害をもつ人びとの団体は、政府設立団体の

委員代表となったり、公的委員会に参加したり、種々のプロジェクトに専門的な知識を提供したりするなど多くの助言者としての役割を果たすことが望まれる。

6. 障害をもつ人びとの団体の諮問的役割は、政府とその団体との間で種々の情報交換を密接に行い、その関係を発展させるために継続すべきである。

7. 国としての調整委員会あるいはそれに類似する団体は、障害をもつ人びとの団体を継続的に選出すべきである。

8. 地方の障害をもつ人びとの団体を発展・強化させ、地域の問題に対して影響力を持たせることを保障すべきである。

原則 19. 人材養成・研修

加盟各国は、障害をもつ人びとにに関するプログラムやサービスを立案し、提供する業務に関わる職員を適切に養成することを保障する責任がある。

1. 加盟各国は、障害に関する分野でサービスを提供する関係当局のすべての職員を適切に養成すべきである。

2. 一般養成プログラムに障害に関する情報を織り込むと同様に、障害の分野において専門職を養成する場合にも完全参加と平等の原則を適切に反映させるべきである。

3. 加盟各国は、養成・研修プログラムを作成する場合、障害をもつ人びとの団体と協議すべきである。また、職員養成・研修プログラムに教師あるいは指導者、助言者として障害をもつ人びとを加えるべきである。

4. 地域社会の職員の養成は、とくに開発途上国では方略的な重要性がある。その養成においても障害をもつ人びとを加え、障害をもつ人びとおよびその保護者、家族、地域社会のメンバーが必要とするスキルのほかに適切な価値と能力、科学技術の開発を行なうべきである。

原則 20. 基準原則実施における障害に関する計画の国としての監視と評価

加盟各国は、継続的な監視と障害をもつ人びとの平等参加に関する国としてのプログラムとサービスの実施の評価に責任がある。

1. 加盟各国は、国で作成した障害に関するプログラムを定期的にかつ体系的に評価し、その評価の原則と結果を公表すべきである。

2. 加盟各国は、障害に関連したプログラムとサービスを評価するための用語と基準を検討し、作成すべきである。

3. 立案の初期の段階から障害をもつ人びとの団体と緊密に協議した上で、その基準と用語を作成すべきである。

4. 障害の分野において国が行った評価の共通原則を作成するために国際協力を仰ぐべきである。加盟各国は、国としての調整機関をこれに参加させるべきである。

5. 立案の段階で障害に関する分野のいろいろなプログラム評価を行い、その政策目的を達成する場合に要する全体的な効率を検討すべきである。

原則 21. 技術的・経済的協力

先進工業国と開発途上国を含む加盟各国は、開発途上国の障害をもつ人びとの生活条件の改善に協力し、そのための手段を講じる責任がある。

1. 障害をもつ難民を含めた障害をもつ人びとの機会均等を達成するための基準を一般開発プログラムに統合しなければならない。

2. その手段は、例えば双務的と多務的、政府によるものと非政府組織によるものというあらゆる形態の技術的・経済的協力に統合されなければならない。加盟各国は、連携の相手と協力体制について協議する場合、障害に関する課題を提出すべきである。

3. 技術的・経済的協力プログラムを立案し、検討する場合、そのプログラムが障害をもつ人びとの状況に及ぼす影響をとくに留意すべきである。障害をもつ人のために立案されたいかなるプロジェクトも障害をもつ人びととその団体と協議されることはきわめて重要である。そのプロジェクトを作成し、実施し、評価する場合、障害をもつ人びとの団体を加えるべきである。

4. 技術的・経済的協力において最優先される領域は次の通りである。

(a) 障害をもつ人びとのスキルと能力によって人的資源を引き出し、障害をもつ人びとの雇用につながる活動を開始すること

(b) 障害に関連した適切な科学技術とノウハウを開発し、公開すること

5. 加盟各国はまた、障害をもつ人びとの団体設立を支援し、その強化を図るべきである。

6. 加盟各国は、技術的・経済的協力プログラムを実施する場合、あらゆるレベルで関わる職員の障

害に関する課題の知識を高めるための手段を講じるべきである。

原則 22. 國際協力

加盟各国は、障害をもつ人びとの機会均等に関する政策に関して国際協力に積極的に参加することが望ましい。

1. 国連およびその専門部会、他の政府間組織において、加盟各国は障害に関する政策の作成に参加すべきである。
2. 必要に応じて加盟各国は、基準や情報交換、プログラムに関する全体交渉の中で障害の種々の側面を紹介すべきである。
3. 加盟各国は、次の項目に関する知識と経験を交換する場合、これを支援すべきである。
 - (a) 障害に関する諸課題に関する非政府組織
 - (b) 障害に関する諸課題に関する研究機関と個人研究者
 - (c) 障害の分野におけるそれぞれの分野の代表者と専門家グループの代表者
 - (d) 障害をもつ人びとの団体
 - (e) 国としての調整委員会
4. 加盟各国は、国連とその専門機関、また各國政府間の団体、国会内の諸団体の中に、世界的また地域的な視点に立って、障害をもつ人びとの団体の世界的組織や地域的組織を持つことを保障すべきである。

IV. 監視機構

1. 監視機構の目的は、基準原則の実施を効果的に推進することである。監視機構は、基準施行の進捗状況の評価を援助する。監視することによって、基準の施行を妨げる要因を明らかにし、その施行を適切に進める手段を提案する。監視機構によって加盟各国の経済的、社会的、文化的特性が明らかにされる。監視機構はまた、加盟各国に助言を与え、加盟各国間の情報交換を図る。
2. 障害をもつ人びとの機会均等に関する原則となる基準は、社会開発委員会の会期の枠内で監視される。基準原則を監視するために、障害に関する諸課題について適切で幅広い経験を有する特別調査報告担当者と国際組織を3年間設ける。必要ならば特別予算でこれを賄う。
3. 国連の経済社会理事会と協議できる資格を有する障害をもつ人びとの国際組織と、障害をもつ人

びとを代表者にしているが末組織の団体と、専門家からなるパネル討論会を開くべきである。その場合、障害をもつ人びとの団体が過半数を占めること、いろいろな障害をもつ人びとおよび地域の偏りを公平にすることを考慮すべきである。そのパネル討論会は、特別調査報告担当者と協議し、また必要ならば国連事務局と協議することができる。

4. 特別調査報告担当者は、基準原則の推進と実施、監視に関してレヴューし、勧告し、見解や提案を行う専門家の会合を支援する。
5. 特別調査報告担当者は、加盟各国や国連内部の関係部局、政府間組織、障害をもつ人びとの団体を含む非政府組織に宛て質問事項を送るものとする。その質問事項は、加盟各国の基準原則の実施計画を含むべきである。その質問事項は、選択方式で、個々にその原則を詳細に評価するものであるべきである。その質問事項を準備する場合、特別調査報告担当者はパネラーおよび国連事務局と協議すべきである。
6. 特別調査報告担当者は、その報告内容に関する見方や意見を調べ、加盟各国ばかりではなく地域の非政府組織と直接対話する方法を検討すべきである。特別調査報告担当者は、基準原則の実施と監視に関して助言を行い、質問事項に対する回答をまとめる段階でこれを援助すべきである。
7. 障害に関する諸課題を中心に取り扱う国連の機関としてウィーンにある国連事務所の中の社会開発人道問題センターと国連開発プログラムおよび他の諸機関、また国連組織内の機構、例えば地域委員会と特別委員会、特別委員会間の会議は国家レベルで基準原則の実施と監視を行う場合、特別調査報告担当者と協力すべきである。
8. 国連事務局の補佐を得て特別調査報告担当者は、第34会期および第35会期で社会開発委員会へ報告書を提出しなければならない。その報告書を準備する場合、特別調査報告担当者は、パネラーと協議すべきである。
9. 加盟各国は、実施と監視に国としての調整委員会とそれに準ずる団体が参加することを承認すべきである。当該国のレベルで障害に関する問題を中心的な課題としてとらえ、加盟各国は基準原則の監視を共同で行うための手続きを作成すべきである。その場合、障害をもつ人びとの団体があらゆるレベルでその経過を監視できるように勧奨されるべきである。

10. 特別予算がある場合、基準原則に対して助言する地域委員を1名以上用意し、加盟各国に直接サービスできるようすべきである。それは以下の要件を含まなければならない。
- (a) 基準原則の内容に関する国としてあるいは地域の訓練セミナーの組織化
 - (b) 基準原則の実施を推進するためのガイドラインの作成
 - (c) 基準原則実施に関する最善の方法の公開
11. 第34会期に社会開発委員会の制限明示のない作業部会を設け、特別調査報告担当者の報告を審議し、基準原則の適用を広げる方法に関して勧告すべきである。特別調査報告担当者の報告を審議する場合、制限明示のない作業部会の意見を経て、経済社会理事会の機能委員会の手続き規則の規則71と規則72にしたがって、障害をもつ人びとの国際的組織や諸専門機関と協議すべきである。
12. 特別調査報告担当者への指示終了後の会期に、機能委員会はその指示を再検討するか、新しい特別調査報告担当者を任命するか、新たな監視機構を設けるかどうか、そのいずれかを検討し、経済社会理事会に適切な勧告をすべきである。
13. 加盟各国は、基準原則の実施を推進するため国連障害任意団体信託基金へ寄付することが望ましい。
- 58) See Official Records of the Economic and Social Council, 1991, Supplement No. 6 (E/1991/26), Chap. I, sect. D.
- 59) E/CN. 5/1993/5.
- 60) See Official Records of the Economic and Social Council, 1993, Supplement No. 4 (E/1993/24), Chap. III, sect. E.
- 61) A/37/351/Add. 1 and Corr. 1, annex, sect. VIII, recommendation 1 (IV). Purpose and content of the Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities
- 62) Proclaimed by the General Assembly in its resolution 37/53.
- 63) Resolution 217 A (III).
- 64) Resolution 2200 A (XXI), annex.
- 65) Ibid.
- 66) Resolution 44/25, annex.
- 67) Resolution 34/180, annex.
- 68) Resolution 44/25, annex.
- 69) Resolution 34/158, annex.
- 70) Resolution 34/180, annex.
- 71) Resolution 3447 (XXX).
- 72) Resolution 2856 (XXVI).
- 73) Resolution 2542 (XXIV).
- 74) Resolution 46/119, annex.
- 75) Final Report of the World Conference on Education for All: Meeting Basic Learning Needs. Jomtien, Thailand, 5-9 March 1990, Inter-Agency Commission (UNDP, UNESCO, UNICEF, World Bank) for the World Conference on Education for All, New York, 1990, appendix I.